

当案内及び過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<http://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

## 特定疾患治療管理料 算定留意事項改正のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年6月14日付「保医発0614第3号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、特定疾患治療管理料の算定留意事項が改正され、平成25年6月14日より対象疾患が追加されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 「特定疾患治療管理料」の留意事項改正

点数区分	検査項目名	管理料	注
<b>B001 特定疾患治療管理料</b>			
2	特定薬剤治療管理料(タクロリムス水和物)	470	*

[注] 下線部が対象疾患として追加されました。

\*：シ 全身型重症筋無力症、関節リウマチ、ループス腎炎、潰瘍性大腸炎又は間質性肺炎(多発性筋炎又は皮膚筋炎に合併するものに限る。)の患者であってタクロリムス水和物を投与しているもの